

三原市環境基本計画平成 22(2010)年度年次報告書

平成 24(2012)年 3 月

三 原 市
(生活環境部環境政策課)

目 次

【本編】

計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	1
-------------------------	---

平成22年度の環境基本計画の実施状況

重点的な取組

1 廃棄物対策・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策・	5
3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進／ 市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進・・・	6
4 重点プロジェクトの実施 ○平成22(2010)年度みはらし環境会議事業概要・・・	9
○環境保全重点プロジェクト評価・・・・・・・・	17

【資料編】

重点的な取組に関する資料

廃棄物対策・・・・・・・・・・・・・・・・	1
地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策・・・	2
環境学習・協働体制の推進・・・・・・・・	3

三原市環境基本計画

第4章 望ましい環境像と環境目標・取組

平成22年度及び過年度指標数値・・・・・・・・	5
-------------------------	---

三原市環境基本条例・・・・・・・・	11
-------------------	----

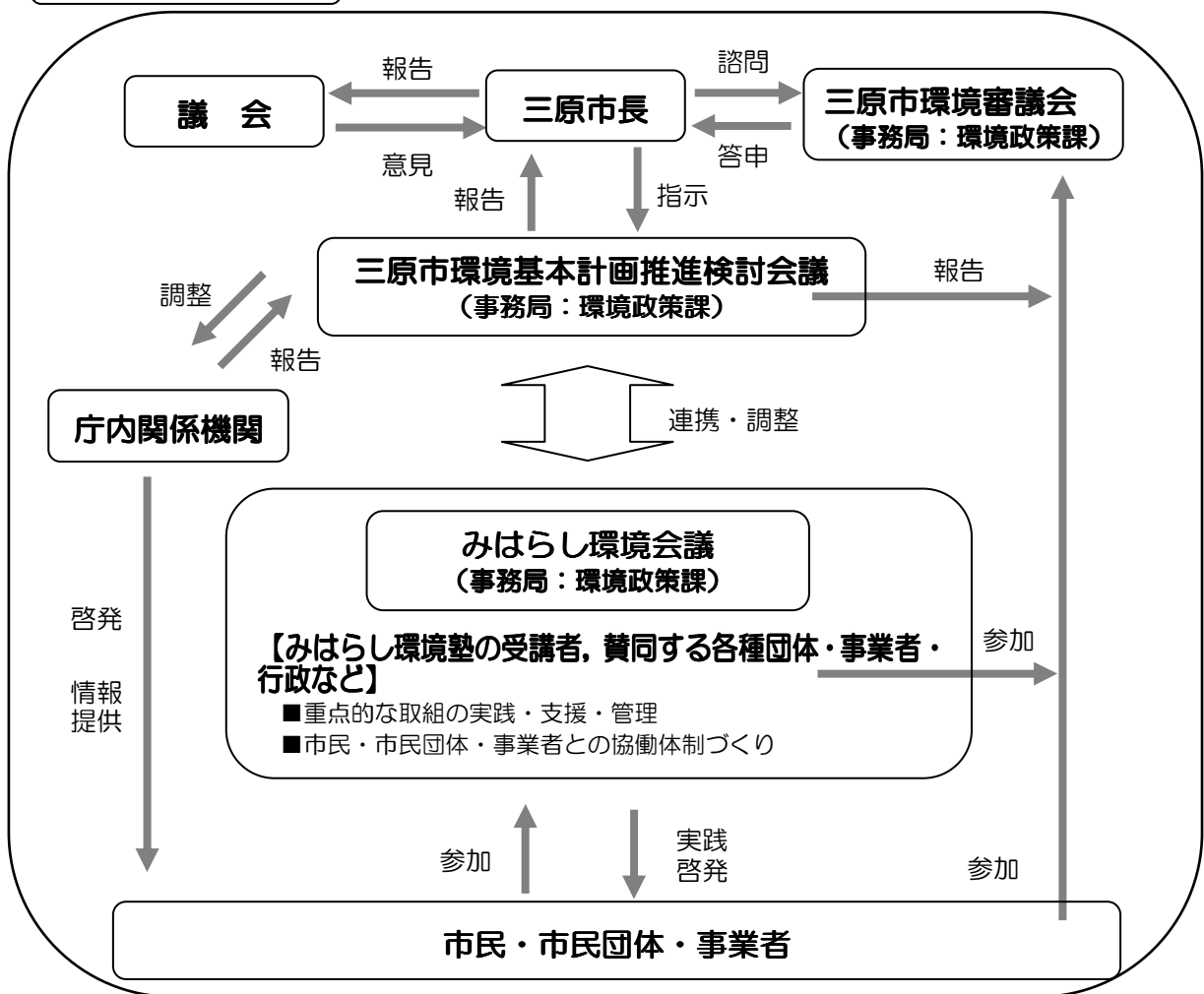
計画の推進体制と進行管理

計画の推進体制

1 各主体の連携

計画を総合的に推進し、望ましい環境像を実現させるためには、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）の各主体が、環境問題の解決のためにお互いの情報や意見を交換することが重要です。このため、各主体の連携のもと、より良い方策を提案しながら適切に効率よく施策を推進できる体制をつくり、計画の推進体制を明らかにします。

2 推進体制図



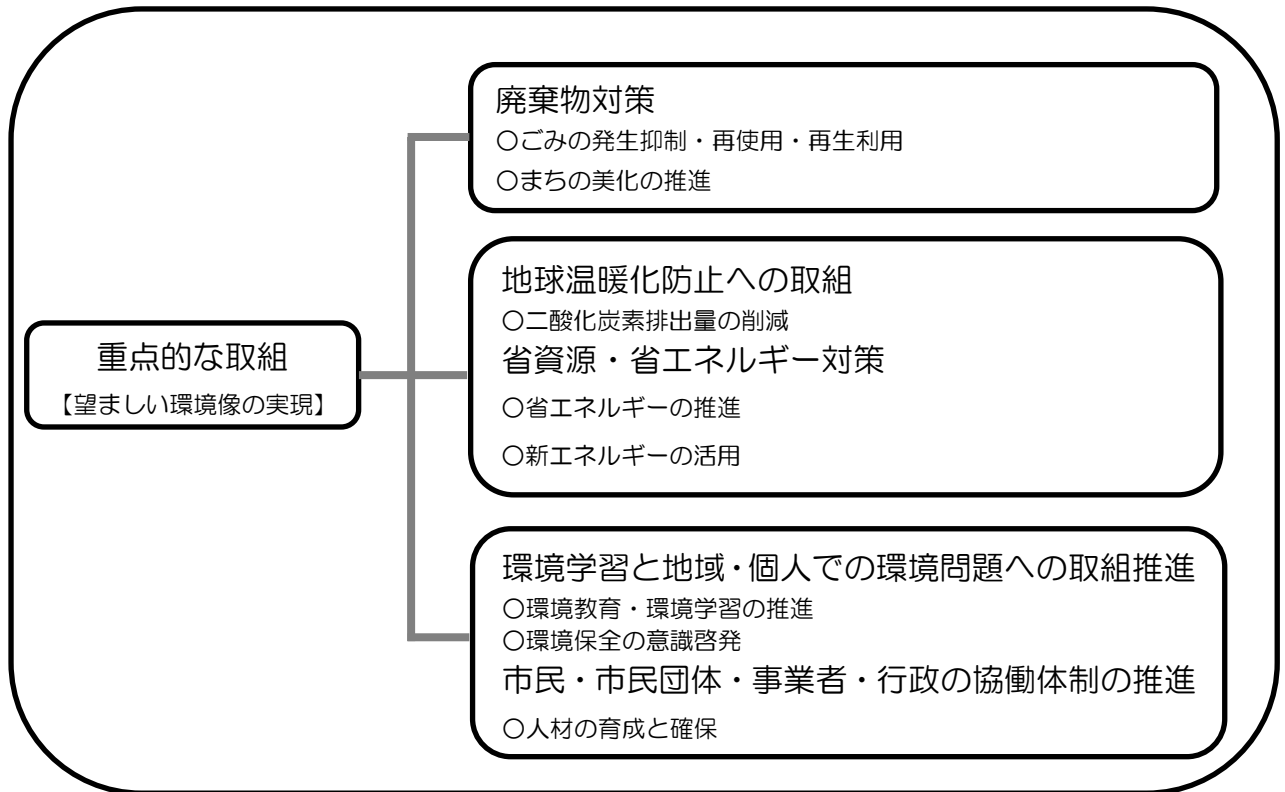
計画の進行管理

PDCAサイクルの利用

PDCAサイクルの考え方は、環境保全の取組を継続的に計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の4つのステップで計画の進捗を管理する仕組みです。

重点的な取組

三原市環境基本計画では、市民の関心が高く、市民・市民団体・事業者などの各主体が協働で取り組めるものを重点的な取組と設定しています。



1 廃棄物対策

○ごみの発生抑制・再使用・再生利用

◆関連指標

指標項目	環境基本計画掲載値	平成22年度値	数値目標
一般廃棄物排出量	41,557 トン/年	39,970 トン/年	
一般廃棄物再資源化量	5,206 トン/年	5,000 トン/年	
一般廃棄物最終処分量	6,044 トン/年	5,618 トン/年	4,831 トン/年(H24) 4,409 トン/年(H29)
1人1日ごみ排出量	1,024 g/人・日	1,084 g/人・日	990.9 g/人・日(H24) 963.8 g/人・日(H29)
再資源化率	12.5 %	12.5 %	21.4 %(H24) 25.5 %(H29)

◆具体的な取組・実績

生ごみ減量対策協力者報奨金制度

□コンポスト容器購入補助

市の指定する容器を販売登録店で購入した場合、容器1個につき、購入価格の2分の1以内の額（3,000円限度）を補助します。（1世帯2個まで）

実 績	個数 85 個
	補助金額 214,376 円

□電動式生ごみ処理機購入補助

市の指定する販売登録店で電動式生ごみ処理機を購入した場合、処理機 1 台につき、購入価格の2分の1以内の額（20,000 円限度）を補助します。（1 世帯 1 台まで）

実 績	台数 101 台
	補助金額 2,020,000 円

古紙等資源集団回収事業奨励金制度

新聞や雑誌等の古紙や布類など資源として活かせるものを、町内会や子ども会、PTAなど地域の団体で回収し、回収実績に応じて奨励金を交付。年3回（5月、9月、1月）回収量1kgにつき5円。

実 績	回収量 2,185,191 kg
	奨励金額 10,924,820 円
	登録団体数 250 団体

出前講座

市内の団体・グループなどからのご要望により、正しいごみの出し方やごみの現状などについての説明を行っています。【環境管理課実施分】

実 績	33 箇所 884 人参加
-----	---------------

○まちの美化の推進

◆具体的な取組・実績

きれいな三原まちづくり条例の制定（平成 23 年 3 月）

条例では、市内全域で、空き缶や吸い殻のポイ捨て、落書き、飼い犬のふんの放置などを禁止しており、また、一部の区域で、歩きながらの喫煙も禁止しています。 ＊平成 23 年 10 月 1 日施行

●条例の主な内容

区域	項目	内 容	場 所	過料などの額
市内全域 (環境美化重点 区域※2を含む)	禁 止 行 為	○空き缶や吸い殻などのポイ捨て ○落書き ○不法焼却 ○回収容器の不適正な管理	屋外	5万円以下の 過料
		○飼い犬のふんの放置 ○飼い犬の放し飼い	屋外の公共 の場所※1	

	努力義務	○ごみを持ち帰る、散乱させない ○携帯用灰皿の携帯 ○飼い犬のふんの回収、回収に必要な物の携帯 ○チラシなどの散乱防止 ○歩行喫煙など迷惑喫煙をしない ○消費者にポイ捨て防止の意識啓発を行う	屋外の場合	
喫煙制限区域 ※3	禁止行為	○設置を許可した灰皿のある場所以外での喫煙 ※携帯用灰皿を持つの喫煙も禁止です。	屋外の公共の場所	2万円以下の過料

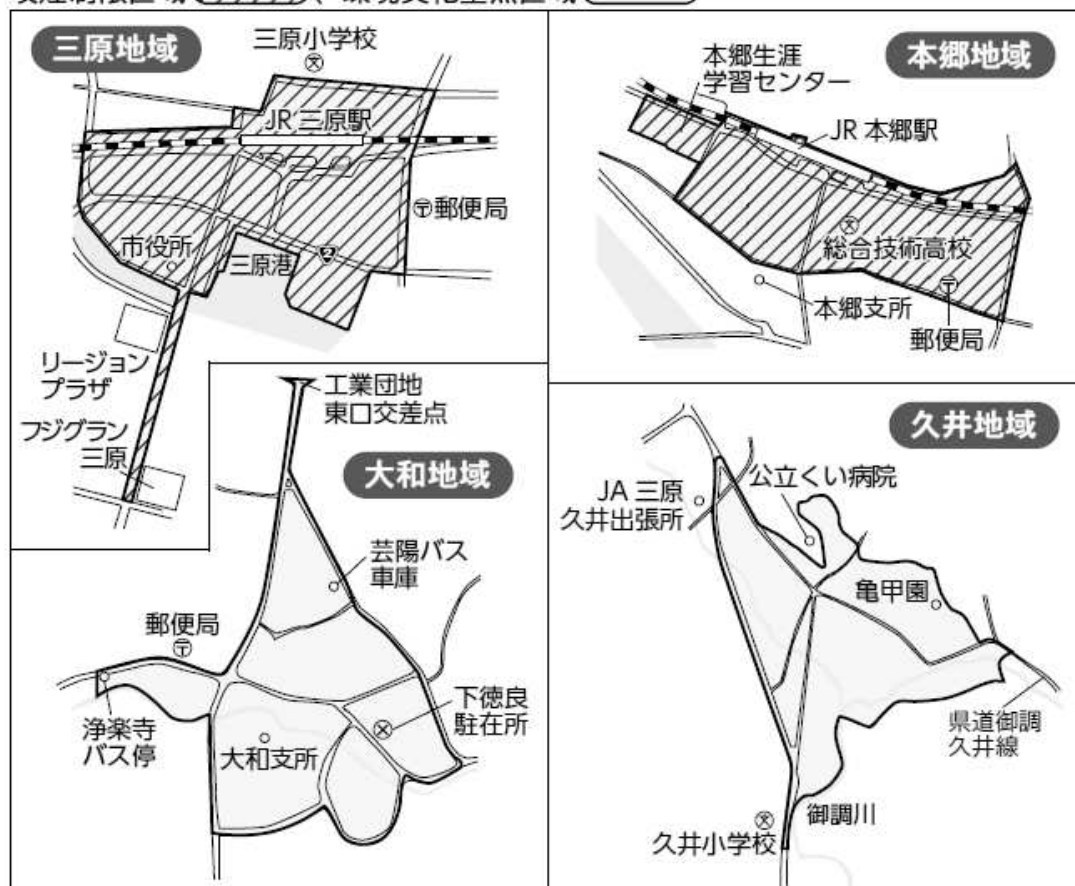
※1 屋外の公共の場所・・・国・地方公共団体が管理する道路、公園、広場など公共的な場所のことです。

※2 環境美化重点区域・・・禁止行為は市内全域と同じですが、周知・啓発及び巡視パトロールなど重点的に実施する区域です。

※3 喫煙制限区域・・・歩行喫煙防止の周知啓発を重点的に実施する区域です。

●区域図

喫煙制限区域 、環境美化重点区域 



2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策

○二酸化炭素排出量の削減

◆関連指標

指標項目	環境基本計画掲載値	平成22年度値
公共施設の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量	7,765,524 kg-CO ₂	7,552,716 kg-CO ₂

◆具体的な取組・実績

三原市役所地球温暖化対策実行計画の実施

平成19年3月に策定した「三原市役所地球温暖化対策実行計画」を実践し、削減目標の達成に努めています。

削減目標	平成17年度比で平成23年度2.1%以上の削減
実績	2.7%の削減

地球温暖化対策地域協議会の推進

地球温暖化防止に向けた活動を行う地球温暖化対策地域協議会の推進を図っています。

●三原市内の地球温暖化対策地域協議会

地域協議会名	設立年月日
大和町地球温暖化対策地域協議会	平成14年10月1日
くい環境会議	平成21年3月6日
かんきょう会議浮城	平成23年3月9日

○省エネルギーの推進

◆関連指標

指標項目	環境基本計画掲載値	平成22年度値
公用車の低公害車導入台数 （低公害車台数／全台数）	年16台 （113／318台）	1台 （126／296台）

*数値目標（平成23年度）：年4台

年 度	H19	H20	H21	H22
公用車の低公害車 導入台数（台）	0	7	5	1
低公害車／全台数（台）	113／320	120／299	125／298	126／296

*H19まで交通局の車あり。

ここでいう低公害車とは、「低燃費及び低排出ガス認定車」としています。

◆具体的な取組・実績

家庭でできる省エネ対策の推進

- ・緑のカーテンの設置

緑のカーテンコンテスト応募者数

実 績	34 人
-----	------

- ・マイバック持参（レジ袋無料配布中止）
- ・省エネ製品（エコ電球）の配布
 - 公共施設での白熱電球からの取り替え（約 1,800 個）
 - 三原市開催イベントで啓発用として配布（約 2,000 個）

○新エネルギーの活用

◆関連指標

指標項目	環境基本計画掲載値	平成 22 年度値
公共施設での太陽光発電システム設置箇所数（延べ数）	4 力所	5 力所
公共施設での風力発電システム設置箇所数（延べ数）	2 力所	2 力所
住宅用太陽光発電システム設置補助実績（上段：単年度・下段：延べ件数）	1 30 件 (259 件)	2 4 4 件 (857 件)

◆具体的な取組・実績

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

自然エネルギー利用を積極的に支援することにより、環境保全に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し、補助金を交付します。

補助額は、1kW 当たり 40,000 円（上限 200,000 円）で、併せて省エネルギー設備を設置した場合、70,000 円を加算します。

実 績	補助件数 244 件
	補助金額 46,246,000 円
	合計設置出力 1,013.03 kW
	平均設置出力 4.15 kW

3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進／市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進

○環境教育・環境学習の推進

◆関連指標

指標項目	環境基本計画掲載値	平成 22 年度値
参加者数 空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン	920 人	880 人
参加者数 みはら環境写真・絵画・ビデオコンテスト	249 人	890 人
水辺・海辺教室開催回数	14 回	21 回
里山観察会開催回数	2 回	8 回

◆具体的な取組・実績

体験学習の推進と支援

- ・空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン（市内各地域）
- ・みはら環境写真・絵画・ビデオコンテスト

実 績	写真 28 人 48 作品
	絵画 859 人 866 作品
	ビデオ 3 人 4 作品

- ・水辺海辺教室（市内小学校・一般公募）
- ・里山観察会（佐木島・本郷・小泉・大和など）

【広島商船高等専門学校との協働研究】

実 績	海辺教室&さざなみ探検 40 人参加（9 月 5 日実施）
	せとうち海上環境&体験航海セミナーみはら 40 人参加（10 月 16 日実施）
	出前講座 南方小学校 4,5 年生 32 名（2 月 3 日実施）

○環境保全の意識啓発

◆具体的な取組・実績

出前講座の実施

地球温暖化対策やエコ活動についての出前講座を実施しています。

実 績	6 箇所 144 人参加
-----	--------------

○人材の育成と確保

◆関連指標

指標項目	環境基本計画掲載値	平成 22 年度値
まちづくり支援団体数	21 団体	11 団体

【まちづくり支援事業】

創造的で魅力的なまちづくりを進めるため、まちづくり活動団体の活動に対して、補助金の交付を行います。

年 度	H19	H20	H21	H22
まちづくりはじめの一步部門	6 団体	1 団体	6 団体	4 団体
まちづくり地域活動助成部門	14 団体	—	—	—
まちづくり活動助成部門	1 団体	11 団体	8 団体	7 団体

＊平成 20 年度に支援制度を見直し、住民組織による地域活動を支援する「住民組織活動補助金制度」を創設。その制度の中に「まちづくり地域活動助成部門」移行させたため、同部門を廃止。

◆具体的な取組・実績

みはらし環境会議・地域会議の取組推進

みはらし環境会議及び各地域会議は、市民・市民団体・事業者・行政が協働で環境基本計画を推進していくために設立され、計画の重点プロジェクトの実践に向けて取組を展開しています。

具体的には、重点的な取組の実施や各地域で実践されている環境保全活動などの情報交換、支援、リーダー養成から幅広い協働体制づくり、環境意識の向上を図っていきます。

4 重点プロジェクトの実施

平成 22(2010)年度みはらし環境会議事業概要

地域会議と重点プロジェクト

【地域会議】

地 域	名 称	設立日(2008 年)	代表者(敬称略)
三原地域 A(沼田川北側地域)	かんきょう会議 浮城	11 月 17 日(月)	尾原 義彦
三原地域 B(沼田川南側地域)	水辺環境みなおし隊	11 月 14 日(金)	福田 照登
本郷地域	本郷緑と水を守る会	12 月 2 日(火)	片山 忠行
久井地域	くい環境会議	11 月 26 日(水)	小島 照行
大和地域	大和エコライフを広める会	11 月 17 日(月)	徳井 正法

【地域図】



重点プロジェクト

- ◆**かんきょう会議 浮城**
 - (みどり) 美しいみどりを活かすまちづくりプロジェクト
 - (水 辺) きれいで遊べるいよしの水辺づくりプロジェクト
 - (エコライフ) ごみを減らし、捨てない、捨てさせないまちづくりプロジェクト
 - ◆**水辺環境みなおし隊**
 - (みどり) 里地里山復元プロジェクト
 - (水 辺) 沼田川環境学習の拠点づくりプロジェクト
 - (エコライフ) 家庭発沼田川エコプロジェクト
 - ◆**本郷緑と水を守る会**
 - (みどり) 本郷まるごと森林公園づくりプロジェクト
 - (水 辺) 子どもが遊びに行きたくなる川づくりプロジェクト
 - (エコライフ) もったいないの気持ちでごみを出さないまちづくりプロジェクト
 - ◆**くい環境会議**
 - (みどり) 四季折々の自然を楽しむ郷づくりプロジェクト
 - (水 辺) 心安らぐ水辺空間再生プロジェクト
 - (エコライフ) 省エネ生活実践プロジェクト
 - ◆**大和エコライフを広める会**
 - (みどり) 自然を活かした里山づくりプロジェクト
 - (水 辺) きれいで豊かな川を守る川づくりプロジェクト
 - (エコライフ) もったいないライフのまちづくりプロジェクト
- (注) () は、プロジェクトを考える上で設定したカテゴリー

具体的取り組み

【みはらし環境会議】

○先進地視察	
成 果	協働のまちづくり、組織づくり、財源確保など、先進的な取り組みを視察することで、今後の活動の参考とし、また、視察先や参加者同士の交流が図れた。
実施日時	平成 22 年 11 月 30 日(火) 8:30~18:30
実施場所	①NPO 法人エコネットワーク津山(岡山県津山市) ②岡山県工業用水道事務所・西之浦浄水場(岡山県倉敷市)
参加者	一般公募, みはらし環境会議会員 37 名
内 容	○研修① NPO 法人エコネットワーク津山 ◆リユースプラザくるくるの施設を見学。担当の万波さんから、設立に至る経緯や組織の概要、運営方法などの説明を聞いた。「くるくる」は、循環

型社会の形成を目指して津山市によって設立され、家庭ごみ有料化の収益金を資金として、市民によって運営されている。家庭で不要になった製品をリユースする場、資源回収の拠点、環境・リサイクル学習の拠点としての機能を発揮している。

- ◆つやま市民活動センターにて、活動紹介および意見交流。NPO 法人エコネットワーク津山の設立経緯、3つの部会（自然・循環・ひと）の活動、運営体制、行政との協働などについて、神田代表から説明がなされた。会員の確保、実働メンバーの人手不足などの課題がある一方で、協力団体に運営を任せ、アドバイザーに回るなど、力を入れる活動の整理を行なっているとの説明がなされた。

○研修② 岡山県工業用水道事務所（西之浦浄水場）

岡山県では県の施設に太陽光発電パネルを設置して電力を賄い、CO₂ 削減にも効果を上げている。また、工業用水の浄水過程で浄水場から発生する土（通称：浄水ケーキ）は、これまで廃棄物として処分していたものを園芸用土として再利用することにより、廃棄物の減量にも効果を上げている。西之浦浄水場では、出力 800 k w の太陽光発電パネルを設置し、昨年度実績で 921,598kwh を発電した。これにより削減された CO₂ は 635 t に上った。



○”環境力をどう活かす” 市民と企業（事業所）との協働を考えるセミナー	
成 果	事業所にみはらし環境会議のことを知ってもらえ、また、このセミナーにより事業者との連携を図るきっかけとなった。
実施日時	平成 23（2011）年 2 月 18 日（金） 14：00～16：00
実施場所	三原市中央公民館 1 階 第 1 研修室
参加者	市内の事業者、会員ほか 32 名
内 容	《開会挨拶》 ○尾原運営委員長（みはらし環境会議） ○竹野部長（三原市生活環境部） 《基調講演》 ○講師：蓮池俊治（広島県環境学習推進専門講師） ○テーマ：企業における環境への取組みについて 《意見交換会》



○みはらエコ百景ロゴマークコンテスト審査会	
実施日時	平成 23（2011）年 2 月 18 日（金） 16：00～17：30
実施場所	三原市中央公民館 1 階 第 1 研修室
参加者	会員，広島県環境保健協会，環境政策課 18 名
内 容	応募作品数 58 作品（応募者 38 人） 審査結果 最優秀賞 1 優秀賞 2 佳作 8 著作権等確認後，3 月 26 日の情報交流会で表彰式を行う。



最優秀賞 神本 俊教 さん

○みはらし環境会議情報交流会

平成 22 年度市民協働のまちづくり講習会「みんなで広げよう！まちづくりのつどい」

実施日時	平成 23 (2011) 年 3 月 26 日 (土) 10:00~15:30
実施場所	三原能力開発支援センター 1 階多目的ホール
参加者	会員, 市民ほか
内 容	■平成 22 年度まちづくり支援事業活動団体発表会 ■みはらエコ百景表彰式 ■みはらし環境会議情報交流会 ■市民協働のまちづくりアドバイス講座 ■得々情報交流会 《平成 22 年度まちづくり支援事業活動団体発表会》 まちづくり支援事業の助成を受けた 11 団体が、1 年間の活動を報告した。 《みはらエコ百景表彰式》 みはらエコ百景のロゴマーク募集事業によって全国から集まった 38 人 58 作品の中から最優秀賞 1 点、優秀賞 2 点、佳作 8 点が選出され、生活環境部長から表彰状が授与された。 《みはらし環境会議情報交流会》 みはらし環境会議の 5 つの地域会議が、それぞれ 1 年間の活動成果を発表した。 ①かんきょう会議浮城 三原市の「もやすごみ」の 1 割程度を生ごみが占めており、燃やすために多くのエネルギーが消費されている。このため、生ごみ堆肥化の学習会やごみの分別指導に力を入れている。 ②水辺環境みなおし隊 里地里山復元プロジェクトの一環として、天然記念物に指定されているエヒメアヤメの保護活動に協力している。また、ゲンジボタル、ヘイケボタルの保護活動、海辺マップづくり、受験生のお守りとしてのヤマコウバシの葉のしおり作成などを実施した。 ③本郷緑と水を守る会 沼田川河川敷の整備を行い、竹クラフトやお菓子づくりのイベントを行った。

④くい環境会議

緑のカーテンでとれたゴーヤや地元産野菜を使ったエコクッキング教室、仲秋の名月を愛でながら、節電や地産地消について考える会など、四季を通じたイベント（お祭り）を開催した。また、久井の玄関口である落合橋付近で河辺林を整備し、切った木はチップパーにかけて堆肥化した。

⑤大和エコライフを広める会

親子食育教室、保温調理器やマイ箸袋づくり教室、ウォーキングと植物観察を組み合わせたイベントなどを実施した。

《市民協働のまちづくりアドバイス講座》

【講師】NPO 法人グリーンラインを愛する会 丸山孝志氏

地域での課題の見つけ方、解決の仕方を、オリジナルの「地域カルテ」を用いて具体的に分かりやすく解説。また、協働・協力・支援体制づくりについても、独特の理論でコツやツボを解説した。

《得々情報交流会》

参加者どうしが情報交換し、ネットワークづくりを目的に交流した。



【かんきょう会議浮城】

○定例会（総会、役員会含む） 毎月開催

○ゴーヤ料理教室（8/12）



○里山の自然歴史探訪
「平家谷と姫蛭の里」（11/28）



○生ごみリサイクル講演会（12/12）



【水辺環境みなおし隊】

○定例会（総会、役員会含む） 毎月開催

○かんきょうマップ 『三原瀬戸 海辺の環境～須波・幸崎・鷺浦～』

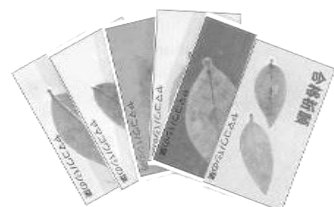
○須波・幸崎のふるさと再発見（11/13）



○小佐木島のふるさと再発見（3/25）



○合格祈願カード



【本郷緑と水を守る会】

○定例会（総会、役員会含む） 毎月開催

○山の日環境整備作業（6/6）



○沼田川ふれあい水辺づくり（6/27・11/20）



【くい環境会議】

○定例会（総会、役員会含む） 毎月開催

○総会＆研修会（5/29）



○落合橋整備作業（3/13）



○久井町ホタルマップ2011

かんきょうマップ

久井町ホタルマップ2011
～心やすらぐ水辺の再生をめざして～（2010年刊）

次世代に自然豊かな久井町を引き継ぐことを目的として、町民が主体となって2008年11月に設立されたボランティア団体です。現在の会員数は約80名で、自然に関する研修会・省エネ講座をはじめ、地球温暖化防止活動や環境美化活動などを行っています。一人ひとりの力は小さいですが、みんなが集まれば大きな力となります。一緒に楽しく活動しませんか。

＜活動の様子＞

総会・研修会 2010.5.29	ゴーヤカーテンの設置 2010.6.17
ピクトーチ（田行）・せら夢公園見学 2010.7.24	久井町の夏野菜を売る会 2010.8.28
ふれあい館で水生生物・パネル展示 2010.11.7	地球温暖化防止フォーラムで報告 2010.12.4
エコレシポディーション出場 2011.1.29	落合橋付近環境整備作業 2011.3.13

初夏の夕べに飛び交うホタルは、郷愁を誘う風物詩であるとともに豊かな自然をあらわすシンボルです。一昔前までは久井町でも多くのホタルが見られましたが、最近では少なくなってきました。「くい環境会議」では、より多くのホタルや魚のすめる水辺の再生に取り組みため、2010年に第2回目のホタル調査を行い、マップにしました。

くい環境会議
みはらし環境会・三原市立環境と地域政策課
（0848）97-0124

くい環境会議 代表 小島照行
連絡先 (0847) 82-6073

【大和エコライフを広める会】

○定例会（総会，役員会含む） 毎月開催

○自然観察会（11/14）



○緑のカーテン設置



○なべ帽子&箸ぶくろ作成教室（2/21）



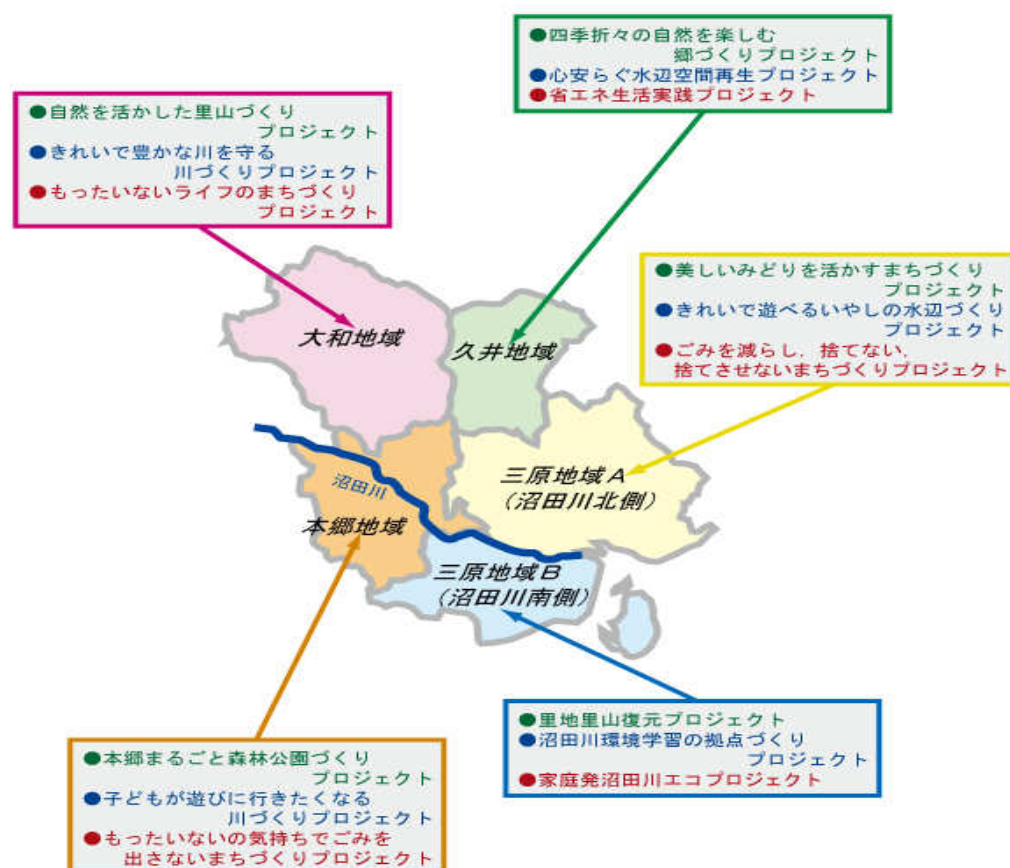
環境保全重点プロジェクト

環境保全のための重点プロジェクトは、市民（みはらし環境塾の塾生）が各環境施策を促進させる手段のひとつとしてまとめたもので、5地域で次の15プロジェクトを完成させました。

また、重点プロジェクトの作成にあたっては、それぞれの地域の課題や問題を把握した後に、市民の主体性を尊重し「市民でできる取組」、「5年くらいで成果を上げる」などの要件でテーマを絞り込み、どのような姿にしたいか（環境像）を描いた上で具体的な取組を考えました。

なお、三原市環境基本計画の成長を見据え、より実現可能なものとさせるために、重点プロジェクトのスケジュールを5年とします。

次のとおり、重点プロジェクトの一覧表を掲載します。



評価の基準

A	76～100%
B	50～75%
C	1～49%
D	0%

かんきょう会議浮城

《みはらし環境塾で考えた重点プロジェクト一覧》

: 協議または実践開始年度

 : 協議または実践期間

プロジェクト名	環境像	平成20 (2008)年度	平成21 (2009)年度	平成22 (2010)年度	平成23 (2011)年度	平成24 (2012)年度	主体	評価 H21	評価 H22
まちの環境プロジェクト 美しくみはらしを創出す	○地域性を活かした「緑」の取組をしている	①家庭で鉢や庭の空地に緑を育てる					市民(個人)	B	B
		②地元の野菜を選んで買う						C	B
		③学校林の整備、維持活動に参加する						D	D
	○市内中の学校が学校林を活用している	①三原で作った野菜のPR(クチコミ)を行う					地域ぐるみ	B	B
		②遊休地を活用する(花・野菜を植える)						A	A
		③野鳥、植物などの観察会や竹細工教室などを開催する						A	A
	○お店に三原産の野菜 米がもっと多く出回っている	①学校林、遊休地に関する情報の収集と紹介(発信)					行政	C	C
		②行事に関わる人材派遣などの支援						A	A
水辺の環境プロジェクト きれいで遊べる水辺を創出す	○川で子どもたちが遊ぶ姿が多くみられる	①学習会(勉強会)に参加する(環境、生活排水、洗剤など)					市民(個人)	B	A
		②環境にやさしい洗剤、シャンプーなどを使う、風呂水は洗濯に使い、排水を少なくする						B	B
		③清掃活動にボランティア参加する(溝掃除、川掃除)						A	A
	○三原の魚をおいしく食べられる	①水辺の改善に関わる学習会を開催する					地域ぐるみ	C	A
		②ボランティア活動を推進する						B	B
		③岸辺の安全点検・啓発を実施する						(A)	A
	○水辺で人が憩いの時間を過ごしている	①学習への支援を行う(講師の派遣、資料提供、生活環境委員の現地指導)					行政	A	A
		②環境検査の結果を広く伝える						A	A
		③水辺、岸辺の整備をする						(A)	A
まちの環境プロジェクト しなやかで、捨てる、捨てるを減らす	○ごみの分別リサイクル、減量がPRなどによって徹底されている	①学習会やボランティア活動に参加する					市民(個人)	B	A
		②ごみ減量を実践する(過剰包装を断る、生ごみを減らす)						B	B
		③マイバッグ、マイ箸を持参する						B	B
	○マイバッグ持参率100%	①学習会や清掃活動を企画・実施する					地域ぐるみ	A	A
		②マイバッグのコンテストを企画・実施する(デザイン、使いやすさを競う)						C	C
		③古紙・アルミ缶の一時保管場所を設置する						(A)	A
		①新聞・雑誌・ダンボール・紙の回収を奨励、啓発する					行政	A	A
		②ポイ捨て禁止条例を施行する						D	D
		③ごみ袋を市の指定袋にする(レジ袋を使用させない=レジ袋の削減)						D	D
		④エコフェスタを実施する						D	C

水辺環境みなおし隊

《みはらし環境塾で考えた重点プロジェクト一覧》

 : 協議または実践開始年度

 : 協議または実践期間

プロジェクト名	環境像	平成20 (2008)年度	平成21 (2009)年度	平成22 (2010)年度	平成23 (2011)年度	平成24 (2012)年度	主体	評価 H21	評価 H22	
里地里山復元プロジェクト	○里地里山周辺の休耕田が有効利用できている ○市民が入りやすい山になっている	①山を守るために竹林を市民に開放する					市民（個人）	D	D	
			②所有の山の特徴を把握する					C	C	
				③休耕地の特性を活かした植物の栽培や放牧を進める				(A)	A	
		①里地里山復元のための学習会を開催する（調査→整理→人材育成）						地域ぐるみ	C	A
			②休耕地のバンク制度を導入し、誰もが休耕地を利用できるようにする				D		D	
			③間伐材の活用塾を開催する				C		C	
		①里地里山復元のための人材バンクを設立する						行政	D	C
			②各取組のPR・支援を行う				C		A	
沼田川環境学習の拠点づくりプロジェクト	○川に入って安心して遊べ、市民に親しまれている	①沼田川流域で行われるイベントなどに参加する					市民（個人）	C	B	
		②沼田川沿いに花壇を設ける						B	B	
		①沼田川流域の川に親しむためのマップをつくる（生物、遊び）						地域ぐるみ	A	A
			②川遊びの達人養成講座を開催する				C		C	
				③沼田川流域を「まるごと環境館」にする					C	
				①駐車場の整備を促進する				行政		D
			②各取組のPR・支援を行う（写生大会、写真コンテストを含む）				B		A	
		家庭発沼田川エコプロジェクト	○各家庭で生活排水の出し方が意識されている ○沼田川河口にアサリ、ハマグリがすめる環境になっている ○川が定期的に清掃されておりきれいになっている	①廃油を下水に流さない					市民（個人）	B
②食べ残しをなくす							B	B		
	③ごみを拾いながら散歩をする						(A)	A		
①クリーンデーを設置し、市民が家のまわりを一斉清掃する								地域ぐるみ	D	C
②家庭排水の状況を調査し、水質改善につなげる（モデル地区→全域へ）							D		D	
	③沼田川全域でいかだクリーンキャンペーンを実施する						D		D	
①合併浄化槽の普及・促進を行う								行政	A	A
②定期的な水質調査の結果をわかりやすく公表する							B		B	
③各家庭からの廃油を回収し、有効利用する							D		C	
④各取組のPR・支援を行う							A		A	

本郷緑と水を守る会

《みはらし環境塾で考えた重点プロジェクト一覧》

: 協議または実践開始年度

 : 協議または実践期間

プロジェクト名	環境像	平成20 (2008)年度	平成21 (2009)年度	平成22 (2010)年度	平成23 (2011)年度	平成24 (2012)年度	主体	評価 H21	評価 H22
本郷の川と森林公園についてプロジェクト	○城跡にまつわる学習や花見ができる ○竹林や枯れた松がなく松の木が目立つ山になっている ○道路や家に花が植えられ休耕田が活用されている	①私道を中心とした花・樹木類の植栽を行う					市民(個人)	C	B
		②休耕田を利用し、花でいっぱいにする(春いり、夏ヒマリ、秋コスモス)					市民(個人)	C	C
		①間伐材を利用し、城跡の案内板を設置する					地域(委員会)	C	C
		②小早川家・毛利家・吉川家に関する山城サミットを定期的実施する					地域(委員会)	D	D
		③歴史・自然の案内ボランティアを育成する					地域(委員会)	C	B
		④河川敷や傾斜地を整備し、シバザクラを植える					地域(委員会)	C	A
		①竹林と松枯れしたマツを伐採する(地域と連携、森づくり県民税を利用)					行政	C	B
		②山城サミットを定期的実施する(地域と連携)					行政	D	D
		③城跡の歴史資料を集めたガイドブックを作る(地域と連携)					行政	B	A
子どもが遊びに行きたくなる川についてプロジェクト	○川遊びの指導者がおり水辺教室が各地で活性化している ○川におりやすい場所や河川敷の整備が行われている ○ごみのない安全な川になっている	①川遊び場所のマップづくりに協力する					市民(個人)	C	B
		②生活排水の浄化に取り組む(洗剤、廃油など)					市民(個人)	A	A
		③水辺イベントに参画する(ホタルの里づくり、植物の観察会、水辺教室など)					市民(個人)	B	A
		①川遊び場所の選定と奨励マニュアル・マップづくりを行う					地域(委員会)	C	B
		②水辺の環境整備を行う(草刈り、清掃、片づけなど)					地域(委員会)	B	A
		③生活排水の浄化に取り組む(洗剤、廃油など)					地域(委員会)	A	A
		①安全な水質と水量を確保する					行政	A	A
		②水辺の環境を整備する(不法投棄防止、草刈り、遊歩道の整備など)					行政	B	A
		③指導者の育成と各小中学校に水辺イベントへの参加を働きかける					行政	B	A
もったいないの気持ちでゴミを出さないプロジェクト	○ごみ分別が決められたとおりになっている ○再利用を考えて実行している ○環境改善の意識が高まっている	①節電をする(長時間使わないときはプラグを抜く)					市民(個人)	B	B
		②再利用品(不用品)をフリーマーケットに出す					市民(個人)	C	C
		③ポイ捨てをしない					市民(個人)	B	B
		①生活環境委員会が中心となって、町内会でごみ分別の学習会を開催する					地域(委員会)	A	A
		②住民全員参加でごみ拾いを年2回開催する					地域(委員会)	B	B
		③フリーマーケットを開催する					地域(委員会)	C	C
		①地球温暖化防止について意識向上を図る学習会を開催する					行政	B	A
		②廃品回収に対する助成金を増やす					行政	D	C
		③小さい頃から環境教育を実施する					行政	B	A

くい環境会議

《みはらし環境塾で考えた重点プロジェクト一覧》

：協議または実践開始年度

：協議または実践期間

プロジェクト名	環境像	平成20 (2008)年度	平成21 (2009)年度	平成22 (2010)年度	平成23 (2011)年度	平成24 (2012)年度	主体	評価 H21	評価 H22
四季折々の自然を楽しむ 郷づくりプロジェクト	○四季の移ろいに 住民が関心を持 ち楽しんでいる ○見て食べて楽し める山野草がいっ ぱいある	①各家庭で四季折々の花を植える					市民(個人)	B	B
			②山野草が自生する場所を知る					C	B
		①“久井の自然百景”コンテストを開く(写真・絵画など)					地域ぐるみ	D	D
			②“みどりの講師”発掘とネットワークづくりを行う					D	C
			③四季折々の山野草を食べる会を開く					D	D
			④四季折々の山野草や野鳥などを学ぶ観察会を開く					A	A
		①久井の山野草の現状を調査し、情報を市民に知らせる					行政	C	C
			②自然を楽しむための遊歩道の整備を推進する						D
		③各取組のPR・支援を行う						C	B
心安らぐ水辺空間再生プロジェクト	○川や池が汚れて おらずホタルを はじめとする 様々な生き物が 棲んでいる ○人為的なごみや 草などが放置さ れておらず景観 が楽しめる	①定期的に実施する川の清掃に参加する					市民(個人)	B	A
		②川にごみを捨てない						B	B
			③川を汚さないための工夫を実践する					B	B
		①久井の玄関口周辺の雑木・雑草を除去する					地域ぐるみ	A	A
		②川を汚さない方法を考える会を定期的で開催する						C	B
			③久井の水辺マップを作成する(水生生物、ごみなど)					A	A
			④小学校の近くに親水空間やビオトープ*をつくる						C
		①農業従事者を巻き込んだ環境学習会を開く					行政	A	A
		②各取組のPR・支援を行う						A	A
省エネ生活実践プロジェクト	○自然や昔の生活 の知恵を取り入 れた暮らしがで きている ○「省エネ」が合い 言葉になってい る	①みどりのカーテン(ゴーヤ・アサガオなど)やすだれを利用する					市民(個人)	C	B
		②化石燃料*の代わりに、まき・炭を活用する						C	C
		③各家庭でこまめな節電を進める						B	A
		①省エネグッズの作り方教室・学習会を開催する					地域ぐるみ	B	A
		②環境家計簿運動を推進する						B	A
			③地場産物を優先して消費できるしくみをつくる					B	B
			④家庭用・業務用の冷蔵庫の庫内チェックデーを設置する					B	A
			⑤月明かりを楽しむイベントを開催する					D	A
		①各取組のPR・支援を行う					行政	B	A

大和エコライフを広める会 《みはらし環境塾で考えた重点プロジェクト一覧》

協賛または実践開始年度

協賛または実践期間

プロジェクト名	環境像	平成20 (2008) 年度	平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	主体	評価 H21	評価 H22
自然を活かした里山づくり プロジェクト	○地域ボランティアの協力で里山の整備ができて いる ○自然を残した場 所やビオトープ が各所に点在し 協力して維持さ れている	①里山づくりのために、田・池の周辺の山林などを下刈りする					民(個人)	B	A
		②定期的に行われる道路や河川の草刈りに積極的に参加する						B	B
		③休耕田を利用して、野菜・花・果物などを栽培する						(A)	A
		①ボランティアを募集して、里山整備を推進する					地域ぐるみ	A	A
		②里山・ビオトープの状況を調査し、状況を冊子にまとめる						C	C
		③調査の結果を活かし、ビオトープをつくる						(A)	A
		①広葉樹の植林活動を支援する					行政	C	C
		②各取組のPR、支援を行う						B	A
きれいで豊かな川を守る プロジェクト	○ホテルが各所で 舞い飛び川に魚 がたくさん 棲 んでいる ○川が家庭からの 汚水で汚れてい ない	①廃油や米のとぎ汁などの川の汚れになるものを流さない工夫をする					民(個人)	A	A
		②地域内で行われる水辺教室に積極的に参加する						A	A
		③川へのごみのポイ捨ては絶対にしない						B	B
		①水辺の自然の状況を調査し、その状況を冊子にまとめる					地域ぐるみ	D	D
		②地域ぐるみでホテルの飼育(ノウハウ)を広める						B	B
		③水辺のパトロール隊を設置し、水辺を保全する							D
		①合併浄化槽の普及に努める					行政	A	A
		②ブラックバスなどの外来種*の駆除・PR・実践に努める						B	B
		③各取組のPRを行う						B	A
もったいないライフのまちづくりプロジェクト	○使えるものはリ サイクル、リフ ォームできてい る ○3マイ(バッグ、 カップ、ハシ) 運動が定着して いる ○まちぐるみで節 電ができている	①買い物には買い物袋(マイバッグ)を持参する					市民(個人)	A	A
		②無駄な待機電力を抑える						B	B
		③ごみの分別を徹底する						A	A
		④各種会合では、マイカップ・マイ箸を持参する						B	B
		①マイバッグ・マイ箸袋の作成教室を行う					地域ぐるみ	A	A
		②手作りの雨水タンクを普及させる						A	A
		③“達人ネットワーク”をつくり、壊れたものを直す仕組みをつくる						C	C
		④環境家計簿の記帳を推進する						A	A
		⑤遊休品バザーを開催する						B	B
		①太陽光発電設備の設置を促進する					行政	A	A
		②「もったいない」につながる研修会・学習会を開催する						A	A
		③各取組のPRを行う						A	A

三原市環境基本計画平成22(2010)年度年次報告書

資料編

- 1 重点的な取組に関する資料
 - 1 廃棄物対策
 - 2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策
 - 3 環境学習・協働体制の推進
- 2 三原市環境基本計画 第4章 望ましい環境像と環境目標・取組
○平成22年度及び過年度指標数値
- 3 三原市環境基本条例

1 廃棄物対策

1 ごみ排出量の推移

(単位:t/年)

区 分		H19	H20	H21	H22
家庭系	もやすごみ	17,907	17,547	19,174	17,487
	もやさないごみ	1,436	1,412	1,706	1,702
	資源化ごみ	2,474	2,304	2,004	1,905
	大型ごみ	186	223	223	317
	小計	22,003	21,486	23,107	21,411
事業系	もやすごみ	16,436	15,952	15,062	15,660
	もやさないごみ	304	294	344	367
	資源化ごみ	453	406	358	347
	小計	17,193	16,652	15,764	16,374
家庭系+事業系		39,196	38,138	38,871	37,785
集団回収		2,429	2,438	2,278	2,185
総ごみ排出量		41,625	40,576	41,149	39,970

2 ごみ排出抑制の将来推計

(単位:t/年)

区 分		実績	計 画		
		H17	H23	H28	H33
実績に基づき推計	家庭系	21,043	20,914	20,626	20,355
	事業系	18,556	18,309	18,309	18,309
	合計	39,599	39,223	38,935	38,664
排出抑制	家庭系		733	1,449	1,430
	事業系		825	1,647	1,647
	合計		1,558	3,096	3,077
将来推計	家庭系	21,043	20,181	19,177	18,925
	事業系	18,556	17,484	16,662	16,662
	合計	39,599	37,665	35,839	35,587

※H.19.3発行の三原市一般廃棄物処理基本計画による。

3 1人1日ごみ排出量

* 総ごみ排出量を当該年度の10月1日時点の人口と365日で割った値です。

年 度	H19	H20	H21	H22
g/人・日	1,102	1,081	1,107	1,084
人口	103,466	102,801	101,879	101,003

4 再資源化率

年 度	H19	H20	H21	H22
%	13.6	13.4	12.5	12.5

5 生ごみ減量対策協力者報奨金制度関係

□コンポスト容器に対する補助実績

年 度	H19	H20	H21	H22
基 数(個)	116	77	64	85
補助金額(円)	297,619	211,523	183,249	214,376

□電動式生ごみ処理機に対する補助実績

年 度	H19	H20	H21	H22
基 数(台)	227	145	125	101
補助金額(円)	4,537,904	2,898,095	2,487,283	2,020,000

6 古紙等資源集団回収事業奨励金制度関係

□年度別実績

年 度	H19	H20	H21	H22
回収量(トン)	2,429	2,438	2,290	2,185
奨励金(千円)	12,143	12,189	11,411	10,925

□登録団体数

年 度	H19	H20	H21	H22
団体数	226	241	249	250

□古紙等資源集団回収量

(単位:t/年)

項 目	H19	H20	H21	H22
新聞	1,606	1,565	1,430	1,363
雑誌	608	601	567	526
ダンボール	127	184	191	209
ビール瓶	1	1	1	1
アルミ缶	39	44	41	39
古紙	48	43	48	47
合計	2,429	2,438	2,278	2,185

2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策

1 公共施設の太陽光発電システム設置状況及び平成22年度発電実績

設置場所	発電出力	設置時期	発電量(kWh)／年	発電量(kWh)／月
西野浄水場	100 kW	H16.3	77,548	6,462
第五中学校	10 kW	H19.3	13,401	1,117
三原市芸術文化センター	10 kW	H20.2	13,946	1,162
第一中学校	10 kW	H21.1	13,176	1,098
西小学校	10 kW	H23.9		

□システム設置前後における使用電力量の比較【第五中学校・第一中学校】

設置場所	設置時期	使用電力量(kWh)／月	
		設置前	設置後
第五中学校	H19.3	12,665	12,949
第一中学校	H21.1	6,916	6,303

* 使用電力量は、設置時期の前後それぞれ1年ずつの月平均値を記載しています。

* 校舎改修前後の建築面積を比較すると、第一中学校は4%減に対し、第五中学校は33%増になっています。増床に伴い、照明等の設備も増えたため、第五中学校の電気使用量は太陽光発電設備設置後も減っていません。

* 太陽光発電により、両校とも1割～2割程度の電力量をまかなっている計算となります。

2 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業実績

年度	補助件数(件)	補助金額(千円)	設置出力(kW)	平均設置出力(kW)
16	13	1,967	52.16	4.01
17	116	17,163	441.22	3.80
18	130	18,368	467.94	3.60
19	70	10,028	254.34	3.63
20	69	9,411	235.78	3.42
21	215	32,344	824.96	3.84
22	244	46,246	1013.3	4.15

3 環境学習・協働体制の推進

1 環境写真・絵画・ビデオコンテスト

市民参加により、地域の財産を発見することによって、自然保護、環境保全の意識を高めることを目的としています。

年度	応募数(点)			賞(点)		
	写真部門	絵画部門	ビデオ部門	特選	入選	特別賞
17	59	80		3	14	14
18	66	186		3	14	53
19	61	232	8	3	14	23
20	51	611	5	3	14	27
21	53	453	5	4	12	29
22	48	866	4	4	12	29

2 水辺・海辺教室

年度	実施回数	実 施 内 容	参加者(人)
17	9	水辺教室(8小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川)	269
18	13	水辺教室(11小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 海辺教室(1小学校) 親子海辺教室(幸崎町)	426
19	14	水辺教室(10小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 海辺教室(1小学校, 三原・世羅の小学6年代表) 親子海辺教室(幸崎町)	549
20	18	水辺教室(15小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 海辺教室(3小学校)	542
21	16	水辺教室(14小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 親子海辺教室(幸崎町)	491
22	21	水辺教室(17小学校) 海辺教室(3小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 親子海辺教室(幸崎町)	506

3 里山の自然観察会

年度	実 施 場 所	実施日
17	宗郷谷(宗郷町)	5月28日
	新高山(本郷町)	11月12日
18	新高山(本郷町)	5月28日
19	大和町・久井町	5月19日
	久井町・大和町	10月20日
20	久井町	5月24日
	佐木島	11月8日
	佐木島	4月4日
	梨和(本郷町)	11月28日
21	桜山・三原城跡	10月24・25日
	深町	11月29日
	沼田川	12月19日
	佐木島	4月10日
	梨和(本郷町)	4月24日
	三原城跡	10月24日
22	小泉・白滝山	11月6日
	大和(白竜湖)	11月13日
	須波・幸崎	11月13日
	中之町後山	11月28日
	小佐木島	3月25日

4 まちづくり支援団体数

まちづくりはじめの一步部門

団体名	活動内容
三原市雅楽団体 雅良会	三原市の文化のまちづくりの一環として雅楽の普及と伝承を目的として、小学校・中学校・高校や施設での雅楽の体験学習を行う。
片島壮和会 鯉のぼり祭り 実行委員会	昨年に引き続き鯉のぼり祭りを開催する。開催にあたって、休耕田周辺の草刈・清掃を行う。また祭りでは、野山で放置されている青竹を切り出し、それを利用して工作教室を行う。
郷土愛を育む島づくり 委員会	観光資源として広くPRして島おこしの一助とするため、「白鷺の舞」「鷺島音頭」を創作することを計画。今年度、歌詞の公募、作曲家の選出と作曲依頼を行う。
わくわくドキドキ ミーティング	ポポロ」での市民手づくりのイベントを定期的に開催し、ポポロを市民参加型のホールにしていくとともに、市民のネットワークも広げることを目的として活動する。 今年度は、ポポロで「あぶあぶあの奇跡」という映画の上映を企画、実施する。

まちづくり活動助成部門

団体名	活動内容
森のようちえんネイチャー 楽校(がっこう)	ネイチャー楽校2010と題して、工作教室やきのこ教室の実施、また幼稚園、保育所、小学校、その他施設などでヒノキの積み木で遊ぶワークショップの開催を実施し、森林の大切さや森林環境教育につなげる。
ほんごう子ども図書館	図書館を利用する子どもたちの「何かやりたい」という気持ちを大切に「自然の中で子どもたちがつくり挑戦するプロジェクト」を充実させる。今年は、木工教室、星空映画会鑑賞などを実施する。
須波の歴史を訪ねる会	須波地区の成り立ちから今日までの生活・歴史について10年にわたり研究を行ってきたその資料を本にまとめ広く三原市民に活用してもらう。
ふでかげ元気村	地域の特性を生かして地ブランドをつくり、地域の魅力を高めるため、地ブランド研究会の開催やふでかげ元気村のロゴ・パッケージの作成、小玉みかんの商品化、赤いキウイの加工を行う。
特定非営利活動法人子育てサ ポートあんず	乳幼児とその保護者を対象としたリズム体験会、親子で楽しめる歌のコンサートを実施する。
三原市文化財協会	三原市内の文化財の保存と活用に取り組む、文化財保護の普及を目的に、体験型ワークショップ「西国街道を歩こう」、ひろしまの明日香村ワークショップ、梨羽氏の城跡見学会を実施する。
本郷さつき会	ソフトボールの普及と次世代を担う子ども達の健全育成を目的とした小学生ソフトボール大会を実施。運営費用の一部を廃品回収によって得た収益によって開催する。

三原市環境基本計画 第4章 望ましい環境像と環境目標・取組
平成22年度指標数値

* 報告値内の2/2（例）とは、環境基準達成箇所数／調査箇所数を表しています

体系分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画掲載(H18)	H20報告値	H21報告値	H22報告値	数値目標		該当ページ
								数値	根拠計画等	
自然環境 自然と共生するまちづくり		1	農用地面積	4,675 ha(H17)	4,704 ha	4,630 ha	4,751 ha	4,751 ha	農業振興地域整備計画	119
		2	山林面積	31,369 ha	31,367 ha	31,360 ha	31,356 ha			119
		3	耕作放棄地面積	438 ha(H17)		835 ha (H22)	835 ha			119
		4	緑の募金総額	272 万円	263 万円	268 万円	232 万円			119
		5	森林ボランティア団体の数	3 団体(H19)			6 団体			119
		6	緑の少年団の数	4 団体(H19)	5 団体	7 団体	7 団体			119
		7	市民農園	三原市直営 2カ所(36区画)(H19)		三原市直営3カ所(65区画)	三原市直営3カ所(65区画)			119
				三原農業協同組合1カ所(54区画)(H19)						119
		8	干潟面積(5ha以上)	16 ha(3カ所)(H12)						121
		9	希少生物の確認数 陸域植物	69 種(H16)						123
		10	陸域動物	80 種(H16)						123
		11	海域動物	3 種(H13)						123
生活環境 生活に潤いのあるまちづくり		12	有害鳥獣捕獲出動回数	163 回	202 回	294 回	370 回			123
		13	環境基準達成率 二酸化硫黄	2/2	2/2	1/1	1/1			126
		14	二酸化窒素	3/3	3/3	2/2	2/2			126
		15	浮遊粒子状物質	3/3	3/3	2/2	1/2			126
		16	光化学オキシダント	0/2	0/2	0/1	0/1			126
		17	一酸化炭素	1/1	1/1	1/1	1/1			126
		18	有害大気汚染物質	1/1	1/1	1/1	1/1			126
		19	公害苦情件数 大気汚染	0 件	4 件	0 件	2 件			126
		20	野外焼却	29 件		12 件(環政課)	17 件			126
		21	測定地点数 一般局・自排局 二酸化硫黄	2	2	1	1			126
		22	二酸化窒素	3	3	2	2			126
		23	浮遊粒子状物質	3	3	2	2			126
		24	光化学オキシダント	2	2	1	1			126
		25	一酸化炭素	1	1	1	1			126
		26	有害大気汚染物質	1	1	1	1			126

体系 分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画掲 載 (H18)	H20報告値	H21報告値	H22報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
生活環境く生活に潤いのあるまちづくり		27	測定地点数 その他 二酸化硫黄	12	12	12	12			126
		28	二酸化窒素	2		13	13			126
		29	浮遊粒子状物質	2		-	-			126
		30	光化学オキシダント	-	-	-	-			126
		31	一酸化炭素	-	-	-	-			126
		32	有害大気汚染物質	-	-	-	-			126
		33	環境基準達成率 河川 健康項目	3/3	2/2	2/2	2/2			129
		34	pH	10/10	11/11	9/9	8/10			129
		35	BOD	10/10	10/11	9/9	10/10			129
		36	COD	-	-	-	-			129
		37	SS	10/10	11/11	9/9	10/10			129
		38	DO	10/10	11/11	9/9	10/10			129
		39	大腸菌群数	1/10	1/10	0/8	0/9			129
		40	n-ヘキサン抽出物質	-	-	-	-			129
		41	全窒素	-	-	-	-			129
		42	全リン	-	-	-	-			129
		43	環境基準達成率 海域 健康項目	1/1	-	-	-			129
		44	pH	3/3	9/9	3/3	3/3			129
		45	BOD	-	-	-	-			129
		46	COD	5/5	9/9	5/5	5/5			129
		47	SS	-	-	-	-			129
		48	DO	0/3	9/9	0/3	0/3			129
		49	大腸菌群数	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		50	n-ヘキサン抽出物質	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		51	全窒素	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		52	全リン	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		53	環境基準達成率 地下水 健康項目	4/4	2/2	0	0/1			129
		54	pH	-	-	-	-			129
		55	BOD	-	-	-	-			129
		56	COD	-	-	-	-			129
		57	SS	-	-	-	-			129
		58	DO	-	-	-	-			129
		59	大腸菌群数	-	-	-	-			129

体系 分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画掲 載 (H18)	H20報告値	H21報告値	H22報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
生活環境 生活に潤いのあるまちづくり		60	n-ヘキサン抽出物質	-	-	-	-			129
		61	全窒素	-	-	-	-			129
		62	全リン	-	-	-	-			129
		63	公害苦情件数 水質汚濁	10 件	13 件	9 件	8 件			129
		64	測定地点数 河川 健康項目	3	2	2	2			129
		65	pH	21	27	31	29			129
		66	BOD	24	30	34	32			129
		67	COD	24	30	34	32			129
		68	SS	21	27	31	29			129
		69	DO	21	27	31	29			129
		70	大腸菌群数	21	27	31	29			129
		71	n-ヘキサン抽出物質	-	-	-	-			129
		72	全窒素	8	21	25	23			129
		73	全リン	3	21	25	23			129
		74	測定地点数 海域 健康項目	1	-	-	-			129
		75	pH	3	9	3	3			129
		76	BOD	-	-	-	-			129
		77	COD	5	9	5	5			129
		78	SS	-	-	-	-			129
		79	DO	3	9	3	3			129
		80	大腸菌群数	3	3	3	3			129
		81	n-ヘキサン抽出物質	3	3	3	3			129
		82	全窒素	3	3	3	3			129
		83	全リン	3	3	3	3			129
		84	測定地点数 地下水 健康項目	4	2	0	1			129
		85	pH	-	-	-	-			129
		86	BOD	-	-	-	-			129
		87	COD	-	-	-	-			129
		88	SS	-	-	-	-			129
		89	DO	-	-	-	-			129
		90	大腸菌群数	-	-	-	-			129
		91	n-ヘキサン抽出物質	-	-	-	-			129
		92	全窒素	-	-	-	-			129
		93	全リン	-	-	-	-			129

体系分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画掲載(H18)	H20報告値	H21報告値	H22報告値	数値目標		該当ページ
								数値	根拠計画等	
生活環境く生活に潤いのあるまちづくり		94	環境基準達成率 環境騒音 一般地域	15/17	18/23	19/23	19/23			131
		95	道路に面する地域	54/62	51/63	52/62	53/62			131
		96	航空機騒音 短期	10/10	10/10	10/10	10/10			131
		97	常時	2/2	2/2	2/2	2/2			131
		98	道路交通騒音 昼間	7/9	14/16	6/7	6/7			131
		99	夜間	4/9	11/16	5/7	6/7			131
		100	新幹線鉄道騒音	5/7	6/7	4/5	3/4			131
		101	公害苦情件数 騒音	13 件	16 件	4 件	2 件			131
		102	振動	0 件	2 件	0 件	1 件			131
		103	測定地点数 環境騒音 一般地域	17	23	23	23			131
		104	道路に面する地域	62	63	62	62			131
		105	航空機騒音 短期	10	10	10	10			131
		106	常時	2	2	2	2			131
		107	道路交通騒音 昼間	9	16	7	7			131
		108	夜間	9	16	7	7			131
		109	新幹線鉄道騒音	7	7	5	4			131
		110	ダイオキシン類環境基準達成率 大気	1/1	1/1	1/1	1/1			133
		111	水質・底質	2/2	2/2	0/0	1/1			133
		112	土壌	1/1(H17)	2/2	1/1	0/0			133
		113	公害苦情件数 悪臭	17 件	7 件	12 件	12 件			133
		114	土壌汚染	0 件	1 件	0 件	0 件			133
		115	野外焼却	29 件			17 件			133
	○	116	一般廃棄物排出量	41,557 トン/年	39,557 トン/年	41,149 トン/年	39,970 トン/年	37,705トン/年(H23) 35,664トン/年(H33)	三原市一般廃棄物処理基本計画	137
	○	117	一般廃棄物再資源化量	5,206 トン/年	5,340 トン/年	5,136 トン/年	5,000 トン/年	8,048トン(H23) 9,485トン(H33)	三原市一般廃棄物処理基本計画	137
	○	118	一般廃棄物最終処分量	6,044 トン/年	5,879 トン/年	5,586 トン/年	5,618 トン/年	6,609トン/年(H23) 5,903トン/年(H33)	三原市一般廃棄物処理基本計画	137
	○	119	1人1日ごみ排出量	1,024 g/人・日	1,008 g/人・日	1,098 g/人・日	1,084 g/人・日	998.7 g/人・日(H23) 970.7 g/人・日(H33)	三原市一般廃棄物処理基本計画	137
	○	120	再資源化率	12.5 %	13.5 %	12.5 %	12.5 %	20.2%(H23) 25.1%(H33)	三原市一般廃棄物処理基本計画	137
		121	分別収集品目	4種6分別(H19)	4種6分別	4種6分別	4種6分別	4種6分別	三原市一般廃棄物処理基本計画	137

体系分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画掲載 (H18)	H20報告値	H21報告値	H22報告値	数値目標		該当ページ
								数値	根拠計画等	
生活環境		122	グリーン購入方針目標達成率	97.9 %	98.8%					137
		123	家電4品目不法投棄台数	166 台	146 台	144 台	99 台			137
		124	公害苦情件数 不法投棄	43 件	30 件	50 件	19 件			137
		125	野外焼却	29 件	11 件 (環管)	12 件 (環政課)	17 件			137
快適環境 快適で安全なまちづくり		126	文化財指定件数	国指定20件, 県指定58件, 市指定186件 (H19)	国20件, 県58件, 市192件	国指定20件, 県指定59件, 市指定191件 (H22.4.1)	国23件, 県59件, 市193件			140
		127	電線類地中化整備延長	542 m (マリンロード周辺)						140
		128	景観条例への取組	「三原市大和まちづくり景観条例」(H16)	「三原市大和まちづくり景観条例」	「三原市大和まちづくり景観条例」	「三原市大和まちづくり景観条例」			140
		129	1人当たりの都市公園面積	5.17 m ² (H19)	5.55 m ²	5.45 m ²	5.45 m ²	5.30 m ² (H21)		142
		130	児童遊園数	97 力所 (H19)	98 力所	98 力所	99 力所			142
		131	鉄道路線数	3 路線 (H19)	3 路線	3 路線	3 路線			144
		132	船便航路数	6 航路 (H19)	6 航路	6 航路	6 航路			144
		133	バス路線数	23 路線 (H19)	23 路線	23 路線	23 路線			144
		134	交通事故発生件数	715 件 (H19)	621 件	601 件 (H21.1~	568 件	670 件/年以下 (H22)	第8次交通安全計画	144
		135	交通事故死亡者数	9 人 (H19)	10 人	6 人 (H21.1~H2	8 人			144
		136	水道普及率 三原・本郷地域	98.6 %	98.5 %	98.4 %	98.5 %	100 % (H28)		146
		137	久井地域	6.0 %	7.1 %	7.4 %	5.9 %	73.3 % (H28)		146
		138	大和地域	17.6 %	17.6 %	17.5 %	17.3 %	57.7 % (H28)		146
		139	下水道処理人口普及率 (公共下水道人口普及率)	26.0 %	30.6 %	32.8 %	30.6 %	33.1 % (H24) 43.0 % (H29)		146
		140	公共下水道世帯水洗化率				77.3 %			
		141	生活排水処理率	45.5 %	57.1 %		63.7 %	62.4 % (H24) 76.3 % (H29)		146
		142	浄化槽処理人口				26,326 人			
		143	農業集落排水処理人口				1,220 人			
		144	漁業集落排水処理人口				417 人			
		145	福祉関連公共施設の身障者トイレの設置割合	7/9 施設 (H19)						147
		146	福祉関連公共施設のスロープの設置割合	9/9 施設 (H19)						147
		147	バリアフリー法認定建築物数	12 件 (H19)		13 件	13 件			147

体系 分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画掲 載 (H18)	H20報告値	H21報告値	H22報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
快適環境 快適で安全なまちづくり		148	災害件数	0 カ所	家屋被害86カ所、土木被害33カ所、農地被害3カ所		家屋被害40カ所、土木被害610カ所、農地被害0カ所			149
		149	避難場所	137 カ所 (H19)	140 カ所	135 カ所 (避難所131、一時避難場所4)	133カ所 (避難所129、一時避難場所4〔避難所除く〕)			149
		150	犯罪認知件数	1,138 件	1,012 件	900 件 (H21.1~H21.12)	789 件			149
地球環境 地球にやさしいまちづくり	○	151	公共施設の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量	7,765,524 kg-CO ₂ (修正後) (H17)	6,754,659 kg-CO ₂ (13.1%)	6,663,699 kg-CO ₂ (14.2%)	7,552,716 kg-CO ₂ (2.7%)			152
	○	152	公用車の低公害車導入台数	16 台	16 台	23 台	1 台	年4台更新 (H23)		155
	○	153	公共施設での太陽光発電システム設置箇所数	4 カ所 (H19)	5 カ所	5 カ所	5 カ所			155
	○	154	公共施設での風力発電システム設置箇所数	2 カ所 (H19)	2 カ所	2 カ所	2 カ所			155
	○	155	住宅用太陽光発電システム設置補助実績	130 件	69 件	215 件	244 件			155
		156	エコファーマー認定数	4 件 (H19)	8 件	11 件	10 件			155
		157	白龍湖特別栽培農産物認証実績戸数	31 戸	15 戸	7 戸	8 戸			155
		158	栽培面積	5.6 ha	5.1 ha	0.3 ha	2.3 ha (23,385 m ²)			155
	○	159	参加者数 空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン	920 人 (H19)	730 人	雨天中止	880人			158
	○	160	みはら環境写真・絵画・ビデオコンテスト	249 人 (H19)	612 人	478 人	890 人			158
	○	161	水辺・海辺教室開催回数	14 回 (H19)	19 回	16 回	21 回			158
	○	162	里山観察会開催回数	2 回 (H19)	2 回	5 回	8 回			158
		163	環境保全活動を行う市民団体の数	48 団体 (H17)			197 団体		資源集団回収登録団体	161
	○	164	まちづくり支援団体数	21 団体 (H19)	12 団体	14 団体	11 団体			161
		165	ISO14001取得企業数	11 社 (H19)	12 社	12 社 (H23.1.18)	13 社			161
		166	エコアクション21取得企業数	0 社 (H19)	2 社	4 社	7 社			161
		167	公共施設周辺の間口清掃頻度	1 回/月 (H19)	1 回/月	1 回/月	1 回/月			161

三原市環境基本条例

平成18年3月29日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条―第21条）

第3章 環境審議会（第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

わたしたちの三原市は、広島県中央東部に位置し、瀬戸内海国立公園や県立自然公園、天然記念物の景勝地や湖沼、河川、丘陵等の多様な自然に恵まれ、陸と海と空の交通の要衝のまちとして発展を続けてきた。

近年、わたしたちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させている。

自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人類の活動は、自然の生態系に著しい影響を与えるだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、市、市民、市民団体及び事業者が相互に協力しあい、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいかなければならない。

ここに、わたしたちは環境の保全及び創造に努めることにより、自然と共生する快適で安全なまちを実現し、将来の世代に継承することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに三原市（以下「市」という。）、市民及び事業者の協働のもとに、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、市民団体の自主的な活動を尊重し、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの
- (2) 環境の保全及び創造 環境を良好な状態で残しておくこと、維持していくこと及び失われた本来あるべき良好な環境の回復、再生及び代償措置
- (3) 市民団体 主として市民により非営利の目的で組織された、ボランティア団体、自治会等、環

境の保全及び創造に関する活動を行う団体

- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、率先して環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組みを必要とする施策においては、国、広島県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、良好な環境を維持し向上させるには、市民一人ひとりの行動が深くかかわっていることを認識し、その日常生活の中で環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するように努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、資源、エネルギー等の有効的利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル等を推進することにより、環境への負荷を低減するように努めるものとする。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本構想

(2) 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第22条に規定する三原市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況並びに環境基本計画に基づく環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価への対応)

第10条 市は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び広島県環境影響評価に関する条例(平成10年広島県条例第21号)の規定に基づき、県知事から環境の保全の見地から意見を求められた場合には、環境基本計画との整合性に配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、人の健康又は生活環境に関する環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 3 市は、前2項の措置を講ずるときは、必要な個別の条例を別に定めなければならない。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、環境の保全及び創造のために公共的施設の整備その他の事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、市民、市民団体及び事業者の環境に対する理解と認識が深められるよう努めるとともに、環境保全活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(市民、市民団体及び事業者の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、市民団体及び事業者が自発的に行う環境美化・緑化活動、再生資源回収活動、地球温暖化防止活動等の環境保全活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民団体が自発的に取り組む活動の果たす役割が大きいことから、その自主的な活動を尊重し、市民団体の活動が推進されるよう情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供及び活動の協働)

第17条 市は、市民、市民団体及び事業者に対して環境の状況、環境の保全及び創造に関する情報

を適切に提供するとともに、それらの自主的な活動が促進され相互に補完し、協働しあえるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視、測定等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、その状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(一時滞在者の協力)

第20条 旅行者、通過者等本市に一時的に滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 市は、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するために、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、三原市環境審議会(以下「環境審議会」という。)を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本事項

3 環境審議会は、前項に定める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 環境審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は環境問題に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。